

松山市支所広告導入事業 仕様書

1. 概要および目的

広告および市政情報を放映する広告事業を行うことで、自主財源の確保を図る。

2. 事業内容

- (1) 広告システムの構築及び広告モニター等放映に必要な機器一式の調達・設置
- (2) 事業期間中の保守運営および維持管理、事業期間終了後の撤去および原状回復
- (3) 松山市において事業を行う民間企業等の広告主の募集
- (4) 行政情報と広告を併せた番組の作成・放映
- (5) 掲載する広告内容に係る対応
- (6) 市民課及び機器を設置する支所の職員に対する操作研修および機器調整の実施
- (7) その他本事業の実施に関し必要と認める業務

3. 運用開始日

市と事業者が協議の上、決定する日とする（令和 9 年 3 月 1 日（月）予定）。

4. 事業期間

広告の放映開始日から 5 年間とする。

5. 機器等の仕様

(1) 機器構成

- ① 広告付き行政情報案内モニター 各支所 1 台（43 インチ程度）
- ② 制御用 PC
- ③ その他広告の放映に必要な附属機器（通信用機器等）

(2) 機能

① 広告付き行政情報案内モニター

- (ア) 各支所の雰囲気考慮した色合い、デザインとすること。
- (イ) 電源は、タイマー等により主電源からの操作ができるものとし、日付、曜日、時間単位で管理できるものとする。
- (ウ) モニターの取付方法の各支所の希望は以下のとおり。
石井支所：壁掛け 三津浜支所：壁掛け 北条支所：壁掛け
但し、来庁者に配慮した角度や見え方等について支所と協議し、支所が了解の上であれば、取付方法及び取付場所を変更しても構わない。

また、モニター設置の際は安全性に配慮し、モニターが設置箇所に確実に固定されるよう適当な措置を講じること。

(エ) 現時点で各支所が希望しているモニター設置場所は別紙3のとおり。

(オ) その他詳細については、協議の上、決定するものとする。

②制御用 PC

(ア) 広告の配信・スケジュール管理、現地機器の死活監視等が滞りなく行えるものとする。

(イ) その他詳細については、協議の上、決定するものとする。

③その他広告の放映に必要な附属機器（通信用機器等）

(ア) 広告の配信・スケジュール管理、現地機器の死活監視等が滞りなく行えるものとする。

(イ) その他詳細については、協議の上、決定するものとする。

(3) 稼働時間

松山市の休日を定める条例（平成3年条例第24号）に規定する休日を除いた日の、午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 設置場所

松山市居相一丁目8番26号 石井支所

松山市三津三丁目2番30号 三津浜支所

松山市北条辻6番地 北条支所

6. 提案について

5. 機器等の仕様中（2）機能、に定めのない事項についても、より良い市民サービスにつながる有益な機能・サービス等があれば、3項目以内で提案を求める。

7. 広告等の放映

(1) 放映時間は5. 機器等の仕様中（3）稼働時間、のとおりとする。

(2) 音声の出力はしないものとする。

(3) 動画・静止画の別は問わないものとする。

(4) 放映する広告の内容については「松山市広告事業実施要綱」および「松山市広告掲載基準」を遵守するとともに、広告の内容についての責任は、全て事業者が負うものとする。

- (5) 事業者は、広告主の選定および広告の内容について事前に本市の審査を受け、承認を受けなければならない。また、当該審査に必要な資料を、本市の指定する期日までに提出しなければならない。
- (6) 掲載する広告の募集にあたり、システム提供者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えないよう十分配慮すること。
- (7) 全放映枠のうち、一定程度の行政情報枠を確保すること。
- (8) 行政情報の放映については、市から提供する素材を基に編集すること。また、来庁者の待ち時間（５～１５分）を考慮した放映サイクルとし、詳細については本市と協議の上決定するものとする。

8. 広告付き行政情報案内モニターの設置許可

広告付き行政情報案内モニターの設置にあたっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

9. 事業者の負担

(1) 経費負担

- ①事業者は、機器等の設置、撤去、運営、保守点検および維持管理に必要な経費（運営に係る消耗品を含む）ならびに広告主の募集、広告の制作、放映、その他本事業の実施に要する全てを負担する。
- ②事業者は、広告付き行政情報案内モニターの設置にあたり、松山市行政財産の使用料徴収条例（昭和４５年条例第２１号）第２条に基づき算出した金額を本市に納入すること。
- ③事業者は、電気使用料として、市が広告付き行政情報案内モニターの消費電力等に応じ算出した額を本市に納入すること。ただし、広告付き行政情報案内モニター以外の機器に係る電気使用料はこの限りではない。

(2) 保守点検および維持管理等

- ①事業者は、機器等の運用に支障が生じないように定期的に保守点検等を行うこと。
- ②故障・障害発生時には直ちに対応すること。リモートで回復できそうにない場合や、支所から参集要請があった場合は、松山市内の対応拠点から、１時間以内に支所に参集すること。
- ③事業者は、機器等が毀損、汚損又は消失したときは、速やかに復旧又は代替機の設置等の適切な措置をとること。この場合において、当該措置に要する経費は事業者の負担とする。
- ④本市職員からの問い合わせ等に対して速やかに対応すること。

(3) スケジュール

機器等の設置、調整など、放映開始までに必要なことを行うのに十分なスケジュールを立てること。

10. その他

(1) 設置場所等

機器等の設置場所は、可能な限り各支所の希望に添う事、かつ支所内の施設およびシステムに支障が無いよう考慮すること。

(2) 設置時期

機器等の設置時期は、支所広告導入事業者（以下、「現行事業者」という。）と本市の契約期間が令和9年2月28日までとなっているため、同日以前に機器の導入を行う場合は現行事業者の承諾を得ること。

(3) データの消去

事業期間終了に伴う広告システムの撤去の際には、機器に格納された行政情報を安全かつ完全に消去すること。なお、その方法は、物理破壊（磁気破壊＋穴あけ）方式とし、対象機器の物理破壊前後の写真を付属し、データ消去証明書を納品すること。

(4) 管理責任者の配置

事業者は、広告の放映に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり業務管理を行うこと。

(5) 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、事業者は、業務遂行にあたって、個人情報取扱特記事項（別記1）およびセキュリティ要求事項（別記2）を遵守すること。

(6) 損害賠償

事業者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。

(7) 設置の中止

市は、事業者が契約書の規定に違反していると認めた時は、システムの設置を中止するものとする。

(8) 疑義

本仕様書に定めのない事項は、その都度、事業者と本市が協議して決定するものとする。